明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○最高裁判所事務総局規則及び裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則（最高裁一一）　二
〔省　令〕
○後見登記等に関する省令の一部を改正する省令（法務二九）　二
○戸籍法施行規則の一部を改正する省令（同三〇）　二
〔告　示〕
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件
（政治資金適正化委一〇）　三
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（同一一）　三
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（同一二）　四
○除籍が滅失した件（法務一〇二）　四
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（同一〇三）　四
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件
（財務・農林水産一一）　五
○大島空港の施設について告示した事項に変更があった件
（国土交通三七五）　五
○航路標識に関する件
（海上保安庁二六、二七）　七
○道路に関する件
（四国地方整備局二九～三一）　七
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件
（茨城県公安委二八）　七
〔国会事項〕
内閣
登録検査機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　七
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　八
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　八
北海道開発局公示（北海道開発局）　八
〔人事異動〕
官庁事項　八
〔官庁報告〕
法務
公証人任免（法務省）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
社会保険労務士懲戒処分関係　九
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、再生、所有者不明関係　九
会社その他　三〇

最高裁規則

○最高裁判所規則第十一号

最高裁判所事務総局規則及び裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年四月十八日

最高裁判所事務総局規則及び裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

最高裁判所

（最高裁判所事務総局規則の一部改正）

第一条　最高裁判所事務総局規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
第三条の四　最高裁判所事務総局に参事官（次項及び第三項において「事務総局参事官」という。）を置くことができる。	［条を加える。］
2　事務総局参事官は、裁判所事務官をもつて充てる。	
3　事務総局参事官は、上司の命を受けて、事務総局の事務のうち重要な事項の企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則の一部改正）

第二条　裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則（平成二十年最高裁判所規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（部長又は課長の職に準ずる職）	（部長又は課長の職に準ずる職）
第十二条　法第百六条の四第二項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に準ずる職であって最高裁判所規則で定めるものは、最高裁判所事務総局規則第四条の二第一項の職、同規則第五条第一項に規定する局の課長及び室長、同規則第六条第一項の職並びに同規則第三条の四第一項並びに第六条の二第一項及び第二項に規定する参事官とする。	**第十二条**　法第百六条の四第二項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に準ずる職であって最高裁判所規則で定めるものは、最高裁判所事務総局規則第四条の二第一項の職、同規則第五条第一項に規定する局の課長及び室長、同規則第六条第一項の職並びに同規則第六条の二第一項及び第二項に規定する参事官とする。

附　則

この規則は、令和六年五月一日から施行する。

最高裁判所長官　戸倉　三郎

省　令

○法務省令第二十九号

後見登記等に関する政令（平成十二年政令第二十四号）第十八条の規定に基づき、後見登記等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月十八日

法務大臣　小泉　龍司

後見登記等に関する省令の一部を改正する省令

後見登記等に関する省令（平成十二年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（登記の方法等）	（登記の方法）
第十二条　［略］	**第十二条**　［同上］
2　登記官が、法令の規定により、磁気ディスクをもって記録等を調製する場合においては、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。	［項を加える。］
（職権による登記の抹消の際の公告の方法）	（職権による登記の抹消の際の公告の方法）
第十六条　令第九条第二項に規定する公告は、抹消すべき事件又は事項が登記された登記所の掲示場その他登記所内の公衆の見やすい場所に掲示する方法及びウェブサイトに掲載する方法により二週間行うものとする。	**第十六条**　令第九条第二項に規定する公告は、抹消すべき事件又は事項が登記された登記所の掲示場その他登記所内の公衆の見やすい場所に二週間掲示して行う。

備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第三十号

戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第百三十一条の規定に基づき、戸籍法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月十八日

法務大臣　小泉　龍司

戸籍法施行規則の一部を改正する省令

戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第六十八条　市町村長（戸籍法第百十八条第一項の規定による指定を受けている市町村長をいう。以下本章、次章及び第四章の三において同じ。）が、法令の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）をもつて帳簿を調製する場合には、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。	［条を加える。］
第六十八条の二　戸籍事務を電子情報処理組織によつて取り扱う場合には、市町村長は、磁気ディスクをもつて調製された戸籍及び除かれた戸籍の滅失及びき損並びにこれらに記録されている事項の漏えいを防止するために必要な措置を講じなければならない。	**第六十八条**　戸籍事務を電子情報処理組織によつて取り扱う場合には、市町村長（戸籍法第百十八条第一項の規定による指定を受けている市町村長をいう。以下本章、次章及び第四章の三において同じ。）は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製された戸籍及び除かれた戸籍の滅失及びき損並びにこれらに記録されている事項の漏えいを防止するために必要な措置を講じなければならない。
第六十八条の三　［略］	**第六十八条の二**　［同上］
第七十条　［略］	**第七十条**　［同上］
②　前項の申出は、使用する電子情報処理組織が戸籍事務を適正かつ確実に取り扱うことができるものであること及び第六十八条の二（第七十二条第三項において準用する場合を含む。）に規定する措置の内容を明らかにしてしなければならない。	②　前項の申出は、使用する電子情報処理組織が戸籍事務を適正かつ確実に取り扱うことができるものであること及び第六十八条の二（第七十二条第三項において準用する場合を含む。）に規定する措置の内容を明らかにしてしなければならない。
第七十二条　［略］	**第七十二条**　［同上］
②　［略］	②　［同上］
③　第七条、第八条及び第六十八条の二の規定は、第一項の記録について準用する。	③　第七条、第八条及び第六十八条の規定は、第一項の記録について準用する。

別表第二（第六十条、第六十八条の三関係）

一　［略］

二　［略］

注　括弧内の漢字は、戸籍法施行規則第六十条第一号に規定する漢字又は第六十八条の三第一号に規定する字体であり、当該括弧外の漢字又は字体とのつながりを示すため、参考までに掲げたものである。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別表第二（第六十条、第六十八条の二関係）

一　［同上］

二　［同上］

注　括弧内の漢字は、戸籍法施行規則第六十条第一号に規定する漢字又は第六十八条の二第一号に規定する字体であり、当該括弧外の漢字又は字体とのつながりを示すため、参考までに掲げたものである。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。